

相談・訴訟実務における製造物責任法の活用状況と課題

令和8年6月29日
弁護士 伊藤崇

【“相談”実務における製造物責任法の活用状況と課題】

第1 事故品自体の確保の困難

焼失 / メーカーによる回収

第2 被害者側の調査費用・解決までに要する期間

例：携帯電話低温やけど事件（仙台高裁 H22.4.22）

1 時系列

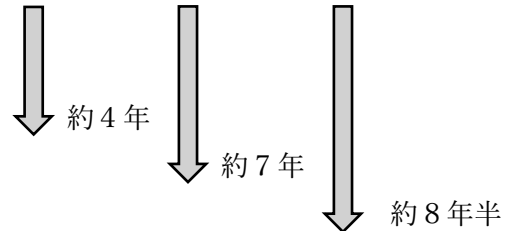
H15.5 受傷

H17.6 訴訟提起

H19.7 第1審判決（請求棄却）

H22.4 控訴審判決（請求一部認容）

H23.10 最高裁決定（上告棄却・不受理）



2 認容額内訳

治療費：12,370円

調査費用：1,500,000円

*「本件訴訟の性質、訴訟経過、相手方の応訴態度を考慮すれば、本件製造物の欠陥により生じた損害として、調査費用のうち150万円を被控訴人に負担させるのが相当である」

= 勝訴したとしても、無条件に全額認められるわけではない。

慰謝料：500,000円

弁護士費用：200,000円

*実務上、請求額の10% = 実額ではない

第3 被害者側の弁護士費用

例：(旧)日弁連報酬基準

経済的利益が300万円以下： 着手金は経済的利益の8%、報酬金は16%

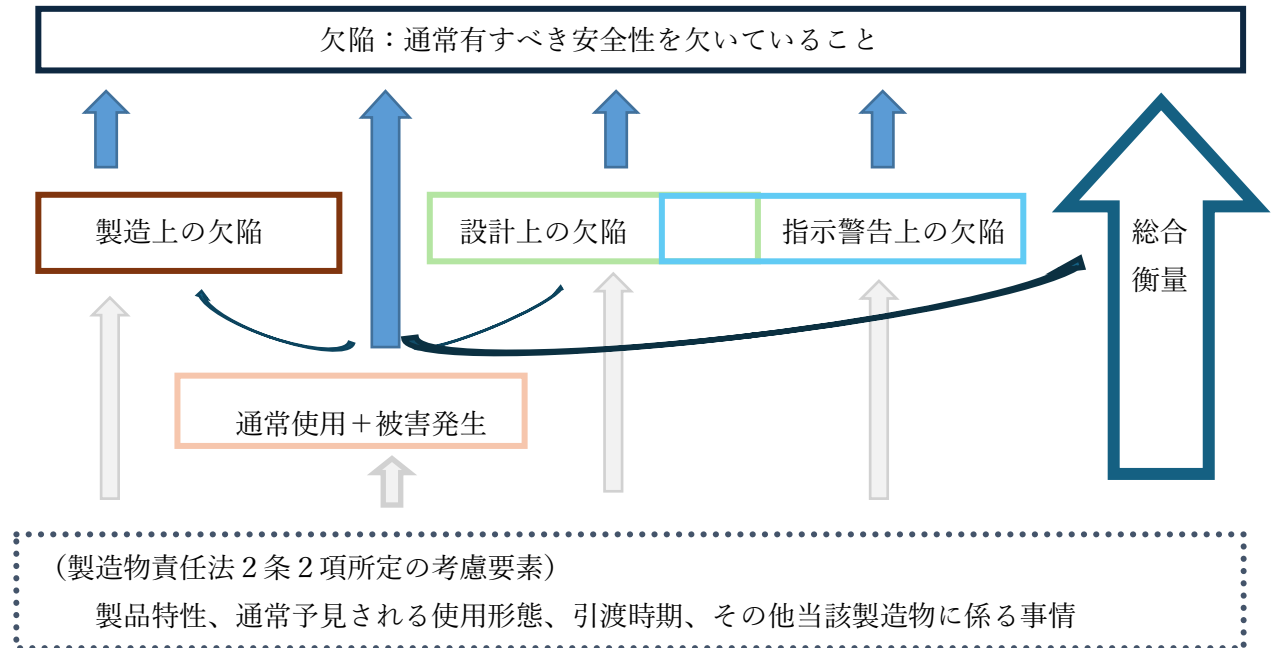
認容額220万円に相当する着手金は17.6万円・報酬金は35.2万円

第4 PLセンターの稼働実態

例：「メーカーの見解を教えてください。それを評価します。」との対応

【“訴訟”実務における製造物責任法の活用状況と課題】

第1 欠陥立証の現状



1 事実上の推定法理の広がり (別紙)

エアコン室外機発火事件 (東京高裁 R2.2.27)

・ ・ より詳細な理論化

事業用大型貨物自動車エンジン発火積荷全焼事件 (大阪高裁 R3.4.28)

・ ・ 使用者の行為が介在する自動車にも種々の前提条件下で欠陥推定を認める

2 事実上の推定法理の課題

(1) 事実上の推定法理自体の認知の低さ

「本件各故障は、本件各リース契約締結後3年以上経過して発生したものであり、本件両車両に欠陥が存するといえるのか疑問がある。」(横浜地判 R3.9.17)

(2) 欠陥推定を及ぼすための前提事実についての混乱

「同法における「欠陥」の意義に照らすと、本件購入者が「欠陥」の存在を主張、立証するに当たっては、第一次的には、当該製造物を適正な使用方法で使用していたにもかかわらず、通常予想することのできない事故が発生したことを主張、立証すれば足りると解するのが相当である。」「しかし、～本件事故は、本件購入者が本件車両を購入後本件事故発生までこれを使用し続けた結果、本件車両のタイヤが過負荷使用の状態となって発生したものと理解することもできるのであって、仮にこの間における本件購入者の使用方法が適正なものであったとしても、通常予想することのできない事故であると認めることはできない。」として請求棄却 (キャンピングカータイヤ破裂事件 東京地判 R2.10.27)

⇒通常予想することができる、典型事故ほど推定されない理屈となっている。

⇒規範自体はヘリコプターエンジン出力停止事件（東京高裁 H25.2.13）と同じだが、同事件では請求認容

(3) 総合衡量を要し、事実上の推定を及ぼしえない類型の存在

「なお、一審原告らは、製造物を通常予期される使用方法によって使用したにもかかわらず、人の生命、身体又は財産に対して通常生じ得べきでない損害（社会的に許容できない程度に重大な損害）が生じたことを立証した場合、当該製造物に欠陥が存在することが事実上推定され、具体的な欠陥原因まで特定する必要はないと主張する。

しかし、本件では、そもそも、本件アレルギー被害の発生が、「通常生じ得べきでない損害（社会的に許容できない程度に重大な損害）」の発生といえるか否かが争いとなっており、また、製造物が欠陥を有するかどうかは、上記の種々の事情を考慮、評価して判断されるべきものであるから、製造物の通常予期される使用方法によって使用者に損害が生じたからといって、直ちに当該製造物に欠陥が存在することが事実上推定されるところの経験則が存在するとはいえないというべきである。」（小麦由来成分含有石鹼アレルギー事件 福岡高判 R2.6.25）

3 指示警告上の欠陥の過失責任化

「上記添付文書の記載が適切かどうかは、上記副作用の内容ないし程度（その発現頻度を含む。）、当該医療用医薬品の効能又は効果から通常想定される処方者ないし使用者の知識及び能力、当該添付文書における副作用に係る記載の形式ないし体裁等の諸般の事情を総合考慮して、上記予見し得る副作用の危険性が上記処方者等に十分明らかにされているといえるか否かという観点から判断すべきものと解するのが相当である。」（肺がん治療薬死亡等事件（最判 H25.4.12））

第2 製造物責任と不法行為責任・契約不適合責任の選択

1 製造物責任の欠陥推定が意味を持った事案の存在

例；事業用大型貨物自動車エンジン発火積荷全焼事件（前掲）

・ ・ 瑕疵担保責任・債務不履行責任については要件事実の推定がないとして排斥

2 製造物責任には触れず不法行為責任を認定した事案の存在

防音ブースシックハウス症候群り患事件（東京地判 H26.6.13）

・ ・ 動産性の検討の回避？

アニサキスアレルギー発症事件（福岡地判 R3.2.19）

・ ・ 欠陥部位特定のリスクの回避？

第3 課題

1 前掲：訴訟提起前の課題としての事故品の確保・調査費用・調査方法

2 文書提出命令の機能不全

・ ・ 文書特定の困難

・ ・ 採否を保留し、最終期日に“証拠調べの必要性を欠く”として申立てを却下する運用

なお、この場合の却下決定は独立に不服申立ての対象とならない（最判 H12.3.10）

- 3 事実上の推定法理の不安定さに起因する見通しの乏しさ

- 第4 デジタル化・国際化への対応
 - 1 責任基準時が「引渡し時」に限られていることの限界
 - ・ ・ソフトウェアのアップデートへの対応ができない。
 - ・ ・長期使用を想定する SDGs の要請への対応もできない
 - * 土地工作物責任では「設置」のみならず「保存」の瑕疵も責任原因
 - 2 責任主体が「製造、加工又は“輸入した者”」に限られていることの限界
 - ・ ・直輸入事案に対応できない。

以上

【携帯電話低温やけど事件（仙台高裁 H22.4.22）】

製造物責任法の趣旨、本件で問題とされる製造物である携帯電話機の特性及びその通常予見される使用形態からして、

「製造物責任を追及する控訴人としては、本件携帯電話について通常の用法に従って使用していたにもかかわらず、身体・財産に被害を及ぼす異常が発生したことを主張・立証することで、欠陥の主張・立証としては足りるというべきであり、それ以上に、具体的欠陥等を特定した上で、欠陥を生じた原因、欠陥の科学的機序まで主張立証責任を負うものではないと解すべきである。」

【エアコン室外機発火事件（東京高裁 R2.2.27）】

製造物の「欠陥」とは、～被害者の保護を図ることを目的とし（同法1条）、危険責任、報償責任及び信頼責任の観点から、一般の不法行為の過失責任を欠陥責任に転換し、欠陥の存在を基礎付ける考慮事情の例示を明文で列挙した同法3条の規定の趣旨及び文言に照らせば、一般の民事訴訟における主張立証の構造に従い、①利用者の側の立証によって認定される諸事実に照らして欠陥及び火災との因果関係の存在が推認される場合には、②製造業者等の側でその推認（事実上の推定）を覆すに足りる立証（間接反証）をしない限り、製造業者等は損害賠償責任を免れないこととなるものと解される。そして、訴訟上の因果関係及びその基礎となる事実の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実の存在及びその事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであれば足りること（最高裁昭和48年（オ）第517号同50年10月24日第二小法廷判決・民集29巻9号1417頁参照）に鑑みると、

「上記の事実上の推定は、社会通念に照らして当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること（当該製造物等を通常予見される使用形態で使用していても、他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす危険性のある状態にあること）を推認するに足りる諸事実が立証されていれば足り、欠陥の存在について必ずしもその部位・態様や技術的原因等の詳細まで立証を要するものではなく、また、他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす危険性のある具体的な事象（以下「危険事象」という。）が当該欠陥に起因して発生したという因果関係の存在についても、必ずしも当該危険事象の発生に至った科学的機序等の詳細まで立証を要するものではないと解するのが相当であり、このことは、本件火災が本件室外機の欠陥に起因して発生したものであるか否かを検討するに当たっても同様であると解される。」

【事業用大型貨物自動車エンジン発火積荷全焼事件（大阪高裁 R3.4.28）】

弁論の全趣旨によれば、自動車については、使用者に一定の点検整備をすることが求められるところ、エンジンに関しては、オイルが不足・劣化することのないよう、日常的にオイルの量や質を点検し、不足や劣化があれば補充・交換するとともに、定期的にオイル及びオイルエレメント

を交換すること、また、エアクリーナーエレメントを必要に応じて清掃するとともに、定期的に交換することなどが求められるが、それを超えて、使用者において、エンジンを解体してその内部まで点検整備することまでは予定されていない。また、上記認定事実によれば、エンジンから発生する車両火災は、その原因の特定に至らない場合も多いとされており、その中には設計・製造上の欠陥によるものも含まれていると考えられる（I事故はそのような例といえる。）。

以上のような事情に加え、そもそも、事業用大型貨物自動車は、その特性からして、相当程度長期間にわたり高度の安全性が確保されることが求められるというべきこと、車両のエンジンは、多数の部品から構成され、科学的・技術的に高度で複雑な構造を有するものであることなどに照らせば、

「エンジンから発生した車両火災である本件事故においては、控訴人らにおいて、控訴人X1が、本件車両の納車から本件事故の発生までの間、通常予想される形態で本件車両を使用しており、また、その間の本件車両の点検整備にも、本件事故の原因となる程度のオイルの不足・劣化が生じるような不備がなかったことを主張・立証した場合には、本件車両に欠陥があったものと推定され、それ以上に、控訴人らにおいて本件エンジンの中の欠陥の部位やその態様等を特定した上で、事故が発生するに至った科学的機序まで主張立証する必要はないものと解するのが、製造物の欠陥に起因する事故について、被害者の保護を図ろうとした製造物責任法の趣旨・目的に沿うものというべきである。」